

制度概要

長崎県地方創生推進資金保証（略称：県地方創生）	
目 的	県内中小企業の前向きな取組みを支援し、地方創生の推進に寄与することを目的とする。
保 証 の 対 象 (資 格 要 件)	県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。 <u>(1) 宿泊事業者応援資金</u> 宿泊業を営むもの又は宿泊施設を所有するもの等で、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者。 <u>(2) Nびか認証企業応援資金</u> 長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(Nびか)の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者。 <u>(3) SDGs登録企業応援資金</u> 長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者。
対 象 資 金	保証の対象に係る認定等を受けた事業の実施に必要な運転資金、設備資金
保 証 条 件	貸付限度額
	保証の対象 5,000万円以内 ただし、 <u>保証の対象の(1)の場合は</u> 2億8,000万円以内(宿泊業生産性向上支援資金)
	保 証 期 間
	運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置2年以内) ただし、 <u>保証の対象の(1)の場合は</u> 20年以内又は耐用年数のいずれか短い期間(うち据置2年以内)
	返 済 方 法
	原則として、分割返済
	貸 付 形 式
	証書貸付
保 証 料 率	担 保
	必要に応じて徴求する
	保 証 人
	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
保 証 料 率	貸 付 利 率
	年 1.30% ただし、 <u>保証の対象の(1)の場合は</u> 年1.00%。 <u>なお</u> 、11年目以降は、その時点での経営安定資金(長期資金)の貸付利率以内とする。
	基 準 料 率
保 証 料 率	適用料率
	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助
	県が無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証について年0.25%～1.70%の補助を行う。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合
申 込 時 添 付 書 類	①保証の対象の<u>(1)</u>に該当する場合は、経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書 ②保証の対象の<u>(2)</u>、<u>(3)</u>に該当する場合は、別に定める県による認定書 ③県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ④その他保証協会が必要とする書類
留 意 事 項	<u>保証の対象の(1) 宿泊事業者応援資金</u> は、設備資金と設備投資に伴う運転資金が対象となる。(運転資金単独の利用は不可。)
取 扱 期 間	令和8年3月31日保証承諾分まで
実 施 日	平成28年 4月 1日 創設 <u>(令和 5年 1月10日 最終改正)</u>